

富山県地域住文化要素基準

国土交通省による「地域型住宅グリーン化事業」における、本県の地域の伝統的な建築技術の基準を次のように定める。

1 地域住文化要素

以下に掲げる地域住文化要素のうち、いずれか3つ以上に該当すること。

- ・屋根全体が瓦葺であること。
- ・軒の出が0.75m以上であること。
- ・外壁の一面以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁仕上げ、又は板張り仕上げとすること。
- ・内壁の見付面積8㎡以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁仕上げ、又は板張り仕上げとすること。
- ・天井について、室又は廊下の1以上が木材による板張りであること。
- ・床について、室又は廊下の1以上が木材による板張りであること。
- ・畳の間（6畳以上。ただし置き畳を除く。）を設置すること。
- ・木製建具（框戸、格子戸、障子、襖戸）を見付面積5㎡以上設置すること。
- ・幅一間以上の玄関入口に引き戸があること。
- ・欄間を設置すること。
- ・床の間を設置すること。

2 適用範囲

適用範囲は、富山県全域とする。

附 則

この基準は、令和5年度地域型住宅グリーン化事業から適用する。